

総務委員会資料

教 育 委 員 会
令和5年12月14日・15日

1 予算案

- (1) 第129号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算（第7号）〔関係分〕 … P 1
- (2) 第145号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算（第8号）〔関係分〕 … P 2

2 報告事項

- (1) 江津地域の今後の県立高校の在り方について … P 4
- (2) 第5次島根県子ども読書活動推進計画（素案）について … P 17
- (3) ふるさと教育の運用の見直しについて … P 19
- (4) 文化財（登録有形文化財）の登録について … P 23

令和5年度11月補正予算案の概要について (教育委員会)

令和5年度島根県一般会計補正予算(第7号)

1. 繰越明許費

[追加分]

(単位：千円)

	事業名	金額	所管課
1	公立文教施設災害復旧費	90,570	教育施設課

令和5年度11月補正予算案(12月12日提案分)の概要について (教育委員会)

令和5年度島根県一般会計補正予算(第8号)

1. 補正予算の概要

(単位：千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	69,377,401	56,252,734			69,377,401	56,252,734
給与費	69,229,176	56,104,509			69,229,176	56,104,509
給与費以外	148,225	148,225			148,225	148,225
教育施設課	1,032,070	758,013			1,032,070	758,013
学校企画課	6,478,716	4,202,287			6,478,716	4,202,287
教育指導課	1,978,235	1,227,595	2,950	0	1,981,185	1,227,595
特別支援教育課	1,213,347	1,048,882	1,200	600	1,214,547	1,049,482
保健体育課	116,816	110,720			116,816	110,720
社会教育課	466,147	397,846			466,147	397,846
人権同和教育課	45,859	40,907			45,859	40,907
文化財課	1,232,905	804,560			1,232,905	804,560
福利課	223,101	181,811			223,101	181,811
合計	82,164,597	65,025,355	4,150	600	82,168,747	65,025,955

※給与費は全額総務課で計上

2. 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
教育指導課		1,978,235	2,950	1,981,185	2,950					0
	1 幼児教育総合推進事業費	27,265	2,950	30,215						<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼に応えるため、パーテーション・簡易扉・簡易更衣室の設置、カメラによる教育の実践記録等を通じ、性被害防止対策を実施
特別支援教育課		1,213,347	1,200	1,214,547	600					600
	1 学校管理運営費	741,684	1,200	742,884						<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるため、パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置、カメラによる指導内容の記録等を通じ、性被害防止対策を実施

江津地域の今後の県立高校の在り方について

1 これまでの経緯

6月議会	「基本的な方針（案）」を説明
6月30日	江津市説明（市長・副市長・教育長）
7月5日	江津高校関係者説明会
11日	江津工業高校関係者説明会
15日	地域説明会
8月9日	島根県総合教育審議会への諮問
上旬	産業界（商工会議所・商工会）からの意見聴取
9月13日	第2回島根県総合教育審議会
10月6日	第3回島根県総合教育審議会
17日	第4回島根県総合教育審議会
19日	島根県総合教育審議会からの答申
24日	パブリックコメント（11月23日まで）

2 パブリックコメントの実施状況

(1) 内容・期間

- ・ 地域説明会や審議会からの答申などを踏まえて修正した「基本的な方針（案）」について意見を募集（別添資料1のとおり）
- ・ 10月24日（火）～11月23日（木）

(2) 提出された意見

- ・ 64件（20人）

(3) 意見に対する県の考え方

- ・ 別添資料2のとおり

3 パブリックコメント実施後の県の考え方

- ・ 令和5年10月23日に修正した「基本的な方針（案）」について、追加の修正の必要はないと考える

江津地域の今後の県立高校の在り方について

1 はじめに

近年の少子化の影響により、江津地域においては、市内中学校卒業生数が令和 5 年 3 月の 180 人に対し 14 年 3 月は 140 人 (22. 2%減) と推計され、隣接する浜田市内 (7. 8%減) と比べて減少傾向が顕著である。さらに、直近 5 年の江津市の出生数も平成 30 年 132 人、令和元年 136 人、2 年 112 人、3 年 113 人、4 年 112 人と減少傾向にある。

また、江津地域の中学校卒業生の希望進路は多様であり、市内の私立高校、他地域の県立高校、さらには県外の高校等を希望する生徒が一定程度いるため、近年の江津高校、江津工業高校への進学者をあわせて 40%程度に留まっている。江津地域の令和 10 年前後の中学校卒業生数が 150 人前後と見込まれることから、両校への進学を希望する生徒数は、1 学年 60 人程度、江津市外からの入学者を加味しても 100 人程度と想定される。つまり、現在の 1 学年 2 学級 80 人定員の 2 校を、将来にわたって維持することは困難であると考えられる。

こうしたことから、県教育委員会では江津地域の子どもたちの選択肢を確保した上で、将来にわたって充実した高校教育を提供し、卒業後の進路につなげることができるよう、江津地域の今後の県立高校の在り方について検討してきた。

浜田市・江津市を一体的に考えた場合、昭和 33 年以前のように浜田高校、浜田水産高校、江津工業高校の 3 校の形に戻すことも考えられるが、昭和 33 年に江津市待望の普通科高校が設置され、以降、65 年間にわたり普通科人材を輩出してきたことを考慮すれば、人材育成、移住・定住、まちづくりの観点から、今後も江津地域に普通科系の学びの場を残すことが必要と考える。

一方で、石見地域における工業人材の育成の観点からは、工業教育のさらなる魅力化も必要である。現在、石見地域における工業人材の育成は、益田翔陽高校の 2 学科と江津工業高校の 2 学科によって担われているが、江津工業高校はその長い歴史の中で、石見地域における工業人材の輩出に大きく貢献してきており、現在も地元産業界から大きく期待されている。

こうした視点を踏まえた高校教育を実現するためには、両校を統合し、1 学年 100～120 人規模の新たな魅力ある高校を設置することが望ましいと考え、有識者で構成する島根県総合教育審議会からの答申も踏まえながら、江津地域の今後の県立高校の在り方について基本的な方針 (案) を決定した。

2 現状

(1) 江津高校と江津工業高校の入学者数等

高校	年度	H31	R2	R3	R4	R5	5年平均
江津高校	定員	80	80	80	80	80	80
	入学者数(県外生)	72 (1)	55 (4)	57 (2)	60 (1)	66 (2)	62 (2)
	定員充足率	90.0%	68.7%	71.2%	75.0%	82.5%	77.5%
江津工業高校	定員	80	80	80	80	80	80
	入学者数(県外生)	50 (0)	55 (1)	49 (2)	41 (1)	45 (0)	48 (1)
	定員充足率	62.5%	68.7%	61.2%	51.2%	56.2%	60.0%

(2) 江津市内中学校卒業生数推移

卒業年月	R3.3	R4.3	R5.3	…	R8.3	…	R14.3
中学校卒業生数	190	190	180	…	148	…	140
R5.3比	+10	+10	—	…	△32	…	△40

※ R8.3とR14.3の卒業生数は、令和5年5月1日現在の小中学校在籍者数より推計

(3) 江津市内中学校卒業生のうち高校(全日制)進学者の内訳

年度		R3	R4	R5	…	R8
江津高校		47 (+市外10)	46 (+市外14)	45 (+市外21)	…	35 (+市外14)
江津工業高校		20 (+市外29)	20 (+市外21)	20 (+市外25)	…	15 (+市外25)
私立高校 及び その他地域	浜田市内県立	40	34	26	…	87
	江津市内私立	36	36	37		
	その他県内	27	33	23		
	県外	6	8	11		
計		176	177	162	…	137

※ R8の進学者は、令和5年度までの入学者数により推計

3 基本的な方針（案）

- ・ 江津地域の子どもたちの進路の選択肢の確保と、教育活動の充実を最優先に考え検討
- ・ 江津高校が築いてきた地域連携による進学を念頭においた学びを継承
- ・ 江津工業高校の伝統を生かすとともに、県西部の工業教育へのニーズに対応できるよう、工業教育の更なる魅力化を検討
- ・ 学科名、コース名、教育の具体的な内容については、地域の意見を丁寧に聴取しながら検討
- ・ 地域や地元教育機関等と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開
- ・ 工業教育の実習施設・設備が必要であることから、新設校は江津工業高校の場所を念頭
- ・ 開校する時期は、教育課程の検討と、それを踏まえた施設整備のため、令和10年度前後を想定
- ・ 開校までの間、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代に合った魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す

<新設校のイメージ>

想定される学び		1学年当たりの学級数	
進学を念頭に置いた普通科系の学び	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進学をめざすコース（文・理） ・ 地域課題を探究し進学をめざすコース ・ 看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学コース 	2学級 (60)	2学科 4学級 (120)
工業科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械系 ・ 電気系 ・ 建築土木系 	2学級 (60)	

江津地域の今後の県立高校の在り方についての意見募集に対する県の考え方

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え
1	統合について	統合はベストな判断。今後も地域の協力が必要だと考えられるので、しっかり説明をすること。	これまで学校関係者説明会や地域説明会を行ってまいりました。また、島根県総合教育審議会等での議論も、終了後直ちに県教育委員会のホームページに公開するなど、情報を地域の皆様にお伝えしてきました。 今後も、丁寧に情報を発信してまいります。
2		歴史ある江津工業高校に普通科を設置し、江津高校を吸収合併するのが望ましい。	江津工業高校には、前身校から数えると100年を超える学びと、石見地域全体の工業人材の育成に大きく貢献してきた歴史があります。また、江津高校は、昭和33年に江津市待望の普通科高校として設置され、以降65年間にわたり普通科人材を輩出してきた歴史があります。 有識者で構成する島根県総合教育審議会からも「一定の対等性も必要である」との答申をいただいております。新設校の設置という形の基本的な方針（案）としたところであります。
3		ベクトルが異なる普通科系と工業科の統合に反対。同じ科同士の統合が筋ではないか。	普通科系と専門科が併設される高校は全国的にも増加しており、互いの学びを尊重しつつ刺激を受けあうなどの教育効果があると聞いています。また、普通科系の生徒が工業の知識を学べたり、工業の資格を取得できる、工業科の生徒に普通科の幅広い学びを提供できたり、進学指導ができるなどのメリットが想定されます。加えて、互いの探究学習や課題研究が連携することで幅広く深い実践的な学びが実現でき、地域にも貢献できると考えています。
4		普通科系と工業科を統合することに疑問。	
5・6		統合決定までの期間が短い。最低あと1年かけて再検討すべき。（2件）	

7	統合について	それぞれ特色のある江津高校、江津工業高校の2校を維持すべきであり、維持できると考える。効率化のための統合に反対である。	<p>更なる少子化が進む中で、江津地域の子どもたちの教育環境や進路の選択肢を維持し、より魅力的な高校教育を実現するために新設校を設置したいと考えています。</p> <p>新設校では、江津高校、江津工業高校がこれまで築いてきた歴史や、学びの特色を引継ぎ、加えて、普通科系と工業科が併設されることによる新たな魅力ある教育を実現したいと考えています。</p>
8		普通科系2学級、工業科2学級での統合であるならば、2校を独立して維持すべき。	
9・10		昭和30年初めの浜田高校・浜田水産高校・江津工業高校の3校に戻すべき。(2件)	<p>江津高校が昭和33年に江津市待望の普通科高校として設置され、以降65年間にわたり普通科人材を輩出してきたことを考慮すれば、人材育成、移住・定住、まちづくりの観点から、今後も江津地域に普通科系の学びの場を残すことが必要と考えています。</p>
11		基本的な方針(案)に反対である。江津高校は浜田高校に統合、江津工業高校は浜田商業高校と邇摩高校を統合し拠点の実業高校とし、浜田水産高校は単独で残す、という再編案が良い。	
12		浜田高校と江津高校を合併し、江津工業高校と浜田商業高校を合併し江津に新設の工業科と商業科併置の高校を設置し、その高校のために寄宿舎を整備して欲しい。	
13		石見振興や、西部県民視線を無視した統合案に反対。	

14		文理選択を可能とするため、医師を確保するために普通科系2学級が必要。	理系進学への対応も想定し、普通科系2学級60人定員としています。
15		新設校には、介護従事者の養成機能、介護・福祉についての学びを入れて欲しい。	普通科系における、資格職を目指す進学コースにおいて、介護・福祉職を目指すことも可能です。ただし、介護・福祉職を目指す場合は、さらに上級学校へ進学し、資格を取得した後に就職することが多い状況も踏まえて検討してまいります。
16	普通科系の学び	江津高校の学びの現状や島根県立大学浜田キャンパスとの連携を考え、普通科系に「地域課題を探究し進学をめざすコース」の設置を強くお願いする。	江津高校がこれまで築いてきた地域と連携した学びを引き継ぎ、より実践的なものとするを想定し地域課題を探究し進学を目指すコースの設置を考えています。 また、江津工業高校でも地域と連携した学びを積極的に進めてきました。 今後、具体的な学びの内容を検討するに当たっては、普通科系、工業科を問わず地域と連携し、探究的な学びが充実するよう進めていきたいと考えています。加えて、島根県立大学浜田キャンパスとの連携が深まるよう検討してまいります。
17		1学級は国公立進学、1学級は女子生徒が入りやすいよう資格取得を目指す学科とするべきである。	普通科系に進学を目指すコース（文・理）を想定するとともに、看護や栄養、保育などの資格職を目指す進学コースを想定しています。
18		海外からの学生とともに学ぶ国際コースを設置して欲しい。	多文化共生等の学びは重要と考えています。 基本的な方針決定後、具体的な学びの内容を検討する際の参考とさせていただきます。
19		大学進学を目指す中学生には、浜田高校や石見智翠館高校が受け皿となるように努めるべきである。	昭和33年に江津市待望の普通科高校である江津高校が設置され、以降65年間にわたり普通科人材を輩出してきたことを考慮すれば、人材育成、移住・定住、まちづくりの観点から、今後も江津地域の県立高校に普通科系の学びの場を残すことが必要と考えています。
20		江津地域に普通科系の学びを維持することに感謝。	

21	工業科の学び	少子化が進む中、普通科系2学級、工業科1学級とすべき。	工業科の学びは幅広いことから2学級が必要と考えます。また、地元中学生の工業科の学びのニーズや、地元産業界からのニーズ、さらに県西部の工業人材の育成という観点からも2学級60人程度の定員が必要と考えています。 具体的な学びの内容については、基本的な方針決定後に検討してまいります。
22		工業科のコース選択は機械系、建築科系、電気科系、情報科系の4コースが良い。	
23	学科・コース	システムエンジニア系の学科を設立して欲しい。	システムエンジニア養成等の情報系については、さらに上級学校に進学し、知識・技術を身に付ける必要がある場合が多いと考えているため、単独で学科を設置することは考えておりませんが、基本的な方針決定後の具体的な学びの内容を検討する際の参考とさせていただきます。
24		総合学科を設立して欲しい。 ※ 総合学科…生徒が学びたい科目を自分で選択し、自己の進路への自覚を深め、主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験することを目指した学科	普通科系への総合学科導入については、基本的な方針決定後の具体的な学びの内容の検討の際の参考とさせていただきます。 工業科への総合学科導入については、専門性の観点から考えておりません。
25		建築科を単独で設置して欲しい。	工業科の学びの幅広さと、更なる少子化が進む中、建築科のみを単独で設置することは難しいと考えます。
26		基本的な方針(案)を支持するが、コース選択やコース変更が柔軟にできるようにして欲しい。	転科や学科内のコース選択については、柔軟な対応が可能となるよう、基本的な方針決定後、体系的な学びの必要性や資格取得のために必要な単位取得等も踏まえながら検討してまいります。
27		普通科系学科と工業科の間で転科できる制度を検討して欲しい。	

28	学びの内容	現在・未来の江津にとって望ましい学びの内容として欲しい。	地域や地元教育機関と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開していくこととしています。 基本的な方針決定後、地域、地元中学生等の意見を聴きながら検討してまいります。
29		子どもたちの個性が輝く新設校を設置して欲しい。	基本的な方針決定後、具体的な学びの内容を検討する際の参考とさせていただきます。
30		「ジュニアマイスター制度」や「短期海外留学」等、高い目標をもった教育内容が必要。	具体的な学びの内容については、基本的な方針決定後、学校や関係者、地元中学生等の意見を踏まえて検討してまいります。
31		工業高校の中の普通科として看護や情報系を教科に取り入れて少し違った普通科を目指すべき。	普通科系の資格職を目指す進学コースでは、看護、栄養、保育職を目指すことを想定しています。 情報系については、さらに上級学校に進学し、知識・技術を身に付ける必要がある場合が多いと考えます。 基本的な方針決定後、具体的な学びの内容を検討してまいります。
32・33		新設校には校舎改修計画を含むべき。(2件)	必要な施設・設備の整備については、基本的な方針決定後、具体的な学びの内容や特色ある教育活動を検討する中で、合わせて検討してまいります。 また、跡地利用についても、今後検討してまいります。
34	施設・設備を整備し、生徒が安心して生活できるよう環境整備をして欲しい。		
35	新設校の整備計画と江津高校の跡地利用方針を明確にして欲しい。		
36	新設校に簡易でも屋内プールを建設し、水球部の発展と地域への貢献への手助けをして欲しい。		
37	新設校の場所	現在の江津工業高校の場所は津波の危険性があり、別の安全な場所にして欲しい。	津波などの自然災害等に対しては、現在、全ての県立学校において危機管理マニュアルを策定しており、主体的に避難訓練を行うなど児童、生徒の安全確保を図っています。

38	開校時期	新設校を1年でも早く開校すべき。	具体的な学びの内容の検討や、施設・設備の整備に十分な時間が必要であるため、令和10年前後を目途としています。
39	島根県立大学、ポリテクカレッジ島根との連携	大学やポリテクの推薦枠を持つなど新設校にふさわしい学科が必要。	<p>基本的な方針(案)においても、地域や地元教育機関と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開することとしています。</p> <p>基本的な方針決定後に、どのような連携が可能か検討してまいります。</p>
40		統合校は、ポリテクカレッジとの連携を強化し、若年高度産業人材創出の育成機関にする。	
41		広く生徒募集するためにはポリテクカレッジとの連携等の魅力化が必要。	
42	寄宿舎	市外県外からの生徒の受入れを可能にするため、女子寮を設置して欲しい。	<p>県立高校の寄宿舎は県内の通学困難な生徒のために設置しています。</p> <p>現在、江津工業高校に設置している寄宿舎は男子を対象としており、江津高校の生徒も利用しています。</p> <p>女子寮については、今後の入学者や希望者の状況を注視し、現在の寄宿舎の改修など、どのような対応ができるか検討してまいります。</p>
43・44・45		統合校には男女が利用できる寄宿舎を整備して欲しい。(3件)	
46		女子生徒が入りやすい環境づくり、市内外の女子生徒が入学できるように女子寮が必要である。	
47		中山間地域からの通学は難しいことから男子寮だけでなく、女子寮の完備をする必要がある。	

48	教員関係	新設校に配置する校長等管理職は様々な課題をクリアできるスキルを有した人材を最低5年継続して配置して欲しい。	県立学校の人事配置の中で、引き続き、管理職、教員共に適切な配置となるよう進めてまいります。
49		知識・情熱を持った教員を配置して欲しい。	
50		教員研修等により最新の工業の技術を学校教育に反映するべき。	
51 ・ 52	校名	新設校の校名は江津工業高校、江津工科高校等にすべき。(2件)	基本的な方針決定後、検討してまいります。
53		生徒がワクワクする様な校名を公募し、生徒の投票等で決めて欲しい。	
54 ・ 55	その他	全県での再編計画を見直すべき。(2件)	令和6年度までの県立高校の在り方については、現在「県立高校魅力化ビジョン」(平成31年2月策定)において、以下のとおり県教育委員会の考え方を示しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元市町村及び地域の参画を得ながら、協働して高校の魅力化・特色化を進めていくとともに、それぞれの取組の成果を検証し、より望ましい高校の在り方を県と地元市町村の間で共有する。 ・ 高校と地域が一体となった魅力化・特色化の取組や成果を踏まえ、中学校等卒業者数や入学定員に対する志願者数、入学者数の状況等を注視しながら、地域における高校・学科の在り方や配置について検討する。
56		産業界、経済界、教育界、市議会等のそれぞれの分野での議論を深めたのち、県立高校の再編計画を議論すべき。	

57		<p>基本的な方針の決定の前に当事者の子どもたちの意見を聴くべき。</p>	<p>基本的な方針は、江津高校と江津工業高校を統合し新設校を設置するかどうか、学級数や定員をどうするかなど高校の在り方の議論であり、学校関係者や保護者、地域の大人の方から意見を聴くことが適切であると考えます。</p> <p>なお、具体的な学びの内容については、基本的な方針決定後、地元中学生等の意見を聴きながら検討してまいります。</p>
58		<p>中学生、特に中学3年生に現在の状況・議論を丁寧に説明するべき。</p>	<p>現在の中学校2・3年生、保護者に対しては、市の教育委員会を通じて、進路選択に影響がないことを文書により説明しました。</p>
59	その他	<p>地域説明会開催等についての周知が足りない。もっと大衆の目にとまるようにするべきだった。</p>	<p>地域説明会の開催は、県教育委員会のホームページや市教育委員会等を通じて周知をいたしました。</p> <p>また、これまで実施してきた学校関係者説明会や地域説明会でのご意見に対する考え方や、島根県総合教育審議会での議論の内容は、説明会等終了後、直ちに県教育委員会のホームページに公開するなどしております。</p> <p>パブリックコメントについても、新聞、県教育委員会のホームページ、報道機関への広報等を実施し、多くの意見をいただいたと考えています。</p>
60		<p>丁寧な説明というのであれば、オンラインでの説明会の実施も考えるべきだった。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
61		<p>県西部に就労・居住するポリテク卒業生は学費免除とする奨学金制度を設ける。</p>	<p>現在、県としてはポリテクカレッジ島根に進学する生徒のみを対象とする奨学金制度等は設けておりません。</p> <p>江津市が市内で働く若者を増やすことを目的として、入校料と授業料に相当する額を無利息で貸与する奨学金制度を設けていると聞いています。</p>

62	その他	<p>異常気象による公共交通機関の乱れ等、学校に登校したいのに登校出来ないといったことからスクールバスを運行して欲しい。</p>	<p>通学困難な生徒に対してのスクールバスの運行等による通学支援は考えておりません。</p> <p>なお、異常気象等で通学が困難な場合には、学校が休校等の適切な判断により生徒の安全を確保しています。</p>
63		<p>スクールバスを運行して欲しい。</p>	
64		<p>県内外、海外からの受入れ、海外への留学を進めて欲しい。</p>	<p>現在、県外生徒等の受入れについては、県内の子どもたちに適切な教育環境を提供することを第一に考え、入学定員や受入施設の状況に応じて対応することとしています。</p> <p>県外、海外からの生徒の受入れや、海外留学については、基本的な方針決定後、具体的な学びの内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

第5次島根県子ども読書活動推進計画（素案）について

1 趣旨

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」であり、社会全体で積極的に子どもの読書活動の推進に取り組むことは極めて重要である。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に基づき、今後5年間にわたる子どもの読書活動推進に関する施策の方向性と取組を示す第5次島根県子ども読書活動推進計画（以下「第5次計画」という。）を策定する。

2 経過

令和5年2月～ 県：「島根県子ども読書活動推進会議」において第5次計画の議論を開始

3月 国：第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年度から9年度まで）閣議決定

3 第4次計画〔令和元～5年度〕における成果と課題

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 行動制限や学校の臨時休校等により、図書館の利用や活動も大きく制限

(2) 主な成果

- ・ 県立図書館におけるバリアフリー図書の利用促進
- ・ 学校図書館への学校司書等の継続的な配置による読書活動の推進

(3) 主な課題

- ・ 身近な市町村における子ども読書環境の一層の充実
- ・ 読書習慣の定着
- ・ 学校図書館活用教育の更なる推進

4 第5次計画の基本的な考え方

(1) 計画の期間

令和6年度から10年度までの5年間

(2) 基本理念

「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」

(3) 基本目標

- ① 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る
- ② 子どもの読書を支える人を育てる
- ③ 全ての子どもに読書を保障する環境を整える

(4) 子どもの発達の段階ごとの目指す方向性

子どもたちが発達の段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう取組を進める。

(5) 重点的に取り組む事項

- ① 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり
 - ・ 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり
 - ・ 市町村図書館等における取組の推進及び支援体制の検討
- ② 学校図書館活用教育の更なる推進と ICT の適切な活用
 - ・ 学校図書館活用教育の授業実践と、ICT を活用した授業実践のベストミックスによる「主体的・対話的で深い学び」の実現
 - ・ ハード（ICT 環境整備、図書資料の整備・更新）、ソフト（学校司書の長時間勤務実現、研修による教職員のスキルアップ、公共図書館との連携）の両面から、市町村をバックアップ
- ③ 多様な子どもたちへの読書機会の確保
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、学びにつながる読書機会の確保に努める
 - ・ 多様な背景をもつ子どもたちを尊重・受容し、背景に対応した取組が行えるよう、子どもの主体的な読書活動を支援する人材の育成を推進

5 計画（素案）

別冊資料のとおり

6 数値目標

素案 P55・56 のとおり

7 今後の予定

令和5年 12月	パブリックコメントの実施
令和6年 2月	第3回島根県子ども読書活動推進会議において協議
3月	総務委員会へ報告
	教育委員会会議において議決

ふるさと教育の運用の見直しについて

1 運用見直しの背景

- (1) 子どもたちに、社会で自立して生きる力を育むという理念を実現するためには、少なくとも基礎的な学力を身に付けさせることが必要である。
- (2) しかしながら、全国学力・学習調査の結果を見ると、子どもたちの基礎的な学力がしっかりと身に付いているとは言い難い状況である。
- (3) その要因としては、以下のようなことが考えられる。
 - ① 義務教育において、求められている内容が盛りだくさんであり、子どもたちが、基礎的な学力をしっかりと身に付ける時間的な余裕がないこと
 - ② 教職員が、子どもたちの確かな学力の育成や、学習のつまずきに対応する時間が充分にとれていないこと
- (4) そのため、学習指導要領の見直しを国に提言・要望しているが、その内容が採用されるかどうかは、現時点では不明であり、仮に採用されるとしても、教育現場に反映されるまでには、かなりの時間を要する。
- (5) その間、何もせずに国の対応を待ち続けることはできないため、県として独自に取り組んでいるもので、見直せる余地があるものは見直していく必要があるという考えから、ふるさと教育についても実情に合わせ見直しを図っていく。

2 ふるさと教育とは

- (1) 地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動。
- (2) 各教科や総合的な学習の時間において、身近なふるさとの「ひと・もの・こと」を素材として取り上げることで、地域への「愛着・誇り」「貢献意欲」が醸成されるという教育効果がある。
- (3) 地域の教育資源に触れる実感を伴った学びにより、学ぶ楽しさを感じ「確かな学力」を育むことができる。また、地域課題に向き合う中で一歩踏み出す「実行力」を育むことができる。
- (4) 地域住民にとっても、ふるさとへの理解が深まる、地域を担う次世代を育てる、生きがい・やりがいにつながる、住民同士のつながりが生じるなどの効果を生んでいる。

3 現状

(1) 県交付金の交付条件

小中学校の全学年・全学級で年間 35 時間以上実施すること

(2) 学校での活動例

令和 5 年度 ある市の中学校区の平均的な実施内容 (単位：授業時数)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
① 実際に地域へ出かけて体験する。	8	16	21	20	17	13	15	10	24
② 地域の方を講師として学校に招く。	8	5	6	4	5	4	4	10	6
③ 教科学習（国・社・算・理等）の中で、地域のデータ、事柄、事象、人物、自然、歴史などを取り上げる。	23	20	25	24	20	21	8	6	6
④ 総合的な学習の時間に、調べ学習やまとめ、発表等を行う。			14	16	13	10	17	23	16
合 計	39	41	66	64	55	48	44	49	52

(3) 課題

体験活動に係る事務手続きや渉外活動、担当者との打合せ等に、教員が時間を要することがあり、子どもと向き合う時間（個別の学習支援、授業準備、ノート添削、教育相談など）に影響がある。

4 令和 6 年度以降の方針（案）

ふるさと教育の質を担保しつつ、教員が子どもと向き合う時間を確保していく。

(1) ふるさと教育の質の担保について

① 「地域は、子どものたからもの」

教員が一つひとつの活動・授業に丁寧に取り組むことで、子どもたちがふるさとと島根を知る、好きになる、理解するだけでなく、将来における自分の役割や立ち位置に思いを馳せる、考えるような「深い学び」のある学習を展開する。

② 「子どもは、地域のたからもの」

子どもたちが、ゆとりのある単元計画の中で、島根らしい「人のつながり・あたたかさ」を感じたり、理解したりし、人への思いやりや相手を敬う気持ち、自分も受け継いでいきたいという思い等を育みながら、次代の地域を築く担い手へと成長していくようにする。

(2) 運用見直しの内容

交付金の交付条件を現在の年間 35 時間以上から約 4 割減らし、年間 20 時間以上とすることで、市町村教育委員会の判断により、活動の見直し・精選を促進していただく。ただし、現在の交付金額は小中学校 1 校あたり 70 千円と少額であり、見直し後も最低限の活動が実施できるようにするため、交付金額は変更しない。

- ① 子どもと向き合う時間の確保について
子どもたちにとって本当に必要な活動を精選し、無理のない教育課程を組むことを可能とし、教員が子どもと向き合う時間を創出していく。
- ② 学校支援について
- ・ 国語や社会などの教科学習の中で地域の「ひと・もの・こと」を取り上げた学習や、総合的な学習の時間に行う体験活動等については、指導主事・社会教育主事が連携して授業支援や活動の精選等を行っていく。
 - ・ 研修等を通して、市町村が配置するコーディネーターや公民館職員等の地域連携に関するスキルアップ、マネジメント能力の向上、ノウハウの蓄積等を図り、教員へのサポート体制を強化していく。
- ③ 小中9年間の体系の点検について
中学校区への交付金を活用し、各中学校区で作成しているふるさと教育の全体計画や一覧表について、活動の重複や学習の深化等の観点から見直しを行い、小中9年間の学年進行を考慮してふるさと教育を推進するよう体系の点検をしていただく。
- ④ その他
- ・ 市町村教育委員会でふるさと教育の内容を点検していただき、活動の重複が整理され、無理なく教育課程を組むことができた結果として、仮に、ふるさと教育の授業時間を年間20時間まで減らすことになったとしても、交付金を交付できるようにする。
 - ・ 反対に、市町村教育委員会の点検の結果、十分に教職員の負担が軽減されている場合には、これまでどおりの教育内容をそのまま行っていただくこともある。

【参考 令和5年度予算】

(単位：千円)

県交付金 (算出基準：市町村 60 千円、中学校区 25 千円、各小中学校 70 千円)	
各小中学校の交付金 70 千円の使用例 ・ A小学校：園芸用品代、田畑借用料、紙代、引率者入館料 等 ・ B中学校：印刷代、輸送費、文具代、郵券代、講師お茶代 等	24,000
ふるさと教育研修（教員対象）	669
ふるさと教育充実費（リーフレット作成、ホームページ充実等）	1,560
合 計	26,229

ふるさと教育リーフレット
「ふるさと教育をきっかけに活躍する若者たち」より

「ふるさと教育」系統的・発展的な取組例

	幼・保	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高校	高校卒業以降	
A 中学校区		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方に昔遊びを教してもらおう。 ・地域の幼稚園・保育園児と交流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町探検で、地域の施設や場所を知る。 ・見つけた自然物等で遊びをつくり交流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方の得意なことや技を教してもらおう。 ・歴史体験資料館で、地域の昔の暮らしについて学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業・文化に尽くした人について調べる。 ・地域の自然環境を調べ、守っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業生産を体験し、生産者の工夫を知る。 ・地域のボランティアグループの活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが考える未来の地域について発信する。 ・未来の地域に向けて、自分たちが取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業調べ等を通して働くことの意義を考える。 ・地域行事の運営に関わり、地域の一人としての役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統芸能（唄、踊り、楽器等）を地域の人から学ぶ。 ・地域行事の運営に関わり、地域の一人としての役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統芸能（唄、踊り、楽器等）を地域の人から学ぶ。 ・地域行事の運営に関わり、地域の一人としての役割を果たす。 	<p>関乃五本松節の後継者育成に貢献したい</p> <p>中学校で出会った関乃五本松節 中学校のふるさと教育で地元で伝わる民謡「関乃五本松節」に出会い、その面白さに惹かれ、すぐに友達と一緒に保存会に入会しました。保存会で高齢者施設を訪問した際、歌を聞いて涙する方がいて、益々のめり込みました。 一歩踏み出す力が身についた ふるさと教育のおかげで「関乃五本松節」に出会い、何事にも挑戦することの大切さや、「思う」だけでなく「行動する」力につながったと思います。</p>  <p>小坂 すずさん</p>		
	<p>ふるさとと島根を学びの原点に、島根の未来を考え、将来の自分の役割に思いを馳せる</p>												
B 中学校区		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人に昔の遊びを教えてもらい一緒に楽しむ。 ・学校周辺で植物の採取などをして楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節ごとの地域の様子の変化を見つけてに行く。 ・地域の施設を訪ね、働く人の話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の神楽団との交流や体験を通して地域の伝統を守る人の思いに触れ、伝統が残る地域のよさを感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境について調べ、環境保全のためにできることを考え実践する。 ・調べたことや考えたことを地域に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業や漁業について、体験したり、話を聞いたりする。 ・わかったこと、考えたことをまとめ、地域に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産「石見銀山」について学び、関わる人々の思いを知る。 ・自分が考えたこと、感じたことをまとめ、地域に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出身小学校区の自慢を他の小学校出身者に伝える。 ・地域の高齢者福祉の現状について理解を深め、自分にできることを実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の乳幼児福祉について体験的に学び、携わる人々の努力や工夫を知る。 ・市の産業や職業について調べ、働くことの意義を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石見銀山を生かした地域振興を地域の人と一緒に考え実践する。 ・職場体験を通して勤労の意義を考え、進路実現の参考とする。 	<p>子どもと地域の懸け橋になりたい</p> <p>地域の見慣れた風景が財産 ふるさと教育では石見神楽の神楽面や石見銀山といった伝統文化について学習しました。地域にある見慣れた風景や文化がよそにはない特別なものだということを実感しました。 地域との関わりから教員の道へ 地域のことを知ったことで、高校時代に中高生の地域貢献グループ「大田JO いんつ♪」の立ち上げに関わり、その活動を通じて地域の方々と触れ合う中でふるさと教育の重要性を認識し、教員の道を選びました。大学の卒論でもふるさと教育をテーマに取り上げ研究を行いました。 ふるさと教育を通じて地域を元気に 子どもと地域を繋げることで子どもの世界を広げるとともに、子どもの地域課題に対する発想を地域に還元し、地域を元気づけるような教育活動を展開していきたいです。</p>  <p>幸増 悠佑さん</p>		
	<p>子どもと地域の懸け橋になりたい</p>												
ビジョンより	<p>about 地域について知る・伝える 地域に「ついて」知る、調べる、考える、伝える学びなど、自ら行動すること</p>												
	<p>in 地域の中で体験する・浸かる 地域の「中」に全身でどっぷり浸かり、様々な感覚を使って地域を体験すること</p>			<p>for 地域のために行動・実践する 自分を育ててもらった、自分が暮らしている地域の「ために」、行動、実践すること</p>						<p>with 地域と共に未来を描く 地域と「ともに」自分の未来を描き・デザインしていくこと</p>			<p>toward 自分の未来に向かう 自分の未来に「向かって」はばたくこと</p>

島根の未来を創る人

文化財（登録有形文化財）の登録について

11月24日（金）に開催された国の文化審議会（佐藤^{まこと}信 会長）において、県内に所在する登録有形文化財（建造物）4件の登録について、文部科学大臣に答申があった。

1 有形文化財（建造物）の概要

名称	構造	屋根	建築面積等	建築年代
中原家住宅 主屋	木造2階建	瓦葺	315㎡	文化6年(1809)/昭和15年(1940)頃増築
中原家住宅 新座敷	木造2階建	瓦葺	74㎡	江戸末期
中原家住宅 道具蔵	木造2階建	瓦葺	130㎡	寛政5年(1793)
中原家住宅 門及び塀	木造	瓦葺	間口 1.4m 総延長 12m	文化5年(1808) /大正後期改修



主屋（外観）



新座敷（外観）



道具蔵、門及び塀（外観）

- (1) 所在 邑智郡美郷町^{うしおむら}潮村
- (2) 所有者 個人
- (3) 特徴

江の川東岸の集落にある旧家の屋敷。主屋は大規模で、旧家の風格がある。主屋南東に位置する賓客用の新座敷は一部が池に張り出し、洒落たつくりとなっている。主屋の南に建つ道具蔵は桁行が長大な土蔵で、重厚な外観を呈している。主屋と道具蔵の間に建つ門及び塀は、旧家に相応しい屋敷構えを整えている。

2 評価

庄屋として栄えた旧家に相応しい風格ある建造物で、主屋・道具蔵・門及び塀は登録基準(1)の「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、新座敷は登録基準(2)の「造形の規範となっているもの」として評価された。

3 登録の件数

美郷町内の登録は今回が初であり、答申された建造物が登録された後、県内の登録有形文化財（建造物）の登録件数は、この度の4件を含め、212件となる。

【参考】登録有形文化財について

1 登録対象

重要文化財（国指定文化財）及び地方公共団体指定の文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値が高く、保存・活用のための措置が特に必要とされるもの

2 登録基準

建設後 50 年を経過し、かつ、次のいずれかに該当するもの

(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているものをいう。

例えば、絵画、写真、映画、文学、歌謡等にその存在が引用されているもの、地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているもの。

(2) 造形の規範となっているもの

現在又は過去の一時点において、建設行為を行うに当たり、規範として認識されるものをいう。

例えば、建造物を構成する各部の比例や意匠が優れているもの、建設に名のある設計者又は施工者等が携わったもの、後に類型化するものの初期の作品であるもの、各時代又は類型に特色的にみられる性格を有しているもの。

(3) 再現することが容易でないもの

(省略)